

# 美容室における感染拡大予防ガイドライン

2020年6月

岩手県美容業衛生同業組合

始めに。

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、防止対策を業界として推進していくために、感染症学識者の指導、美容従事者の意見、他業種のガイドラインとの整合、そして関係省庁との協議を経て、ガイドラインを作成しました。

お客様と美容師の安心・安全のために、感染防止の衛生管理の徹底が求められており、このガイドラインを美容業従事者の皆様に周知していく事が必要である。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会

## 感染防止のための基本的考え方

- 開設者並びに管理美容師は、施設内及び周辺地域において当該施設の従業員の他、顧客への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため最大限の対策を講ずる。
- 3密(密室空間、密集、密接)が感染拡大のリスクが高いことから、本ガイドラインはこれを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底し、家族や身近な人を守り、お客様の安全を守ることを旨とする。

## 具体的な対策

### ① リスク評価

開設者並びに管理美容師は、主な感染経路である接触感染と飛沫感染について、従業員やお客様の動線や接触等をシュミレーションしてリスク確認を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

## ② 接触感染のリスク評価

従業員が共有する器具やお客様も触れるドアノブを特定し、接触の度合いを確認する。

高頻度の箇所は特に注意する。

(受付、テーブル、イス、ドライヤー等の美容器具、美容用材、シャワーヘッド、  
ドアノブ、電気スイッチ、電話、レジ、蛇口、手すり等 他)

## ③ 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を確認して、人と人との距離がどの程度確保できるのか、会話やお客様に直接触れる作業がどれくらいあるのかを確認する。

## 施設内の各所における対応策(基本となるエリア、接触機会の共通事項)

- 人との接触を避け、施術に影響のない範囲で2 m(最低1 m)を確保するよう努める。
- 感染防止の為に来店客の整理。(来店者数の調整及びセットイスの間隔に配慮。)  
発熱又はその他の感冒症状の見られるお客様の来店制限。
- 入口や施設内にアルコール等の手指消毒薬の設置又は石鹸と流水による手洗いの励行。マスク等の着用。(従業員及びお客様への配慮)
- 施設内の換気。
- タオル、ケープの交換や施設内及び皮膚に触れる器具の消毒をその都度実施する。
- 使用共有物は最小限とする。
- 従業員やお客様が共有する物や高頻度接触箇所は随時消毒を行う。(特にトイレは利用後に随時消毒をする。)

## ①症状のある方の来店制限等

以下のお客様に対しては、予約又は来店を御遠慮して頂く事が最大の感染予防対策となる。

- 発熱や軽度であっても、咳や咽頭痛などの症状がある方。
- コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある方。
- 過去14日以内に政府より入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航や当該在住者との濃厚接触がある方。

このために予約又は来店時に問診を行う事とし、状況によっては来店又は入店をご遠慮して頂く処置をとる。

- お客様の予約調整と、お客様にも施術に影響しない範囲でマスクの着用をお願いする。
- 万が一発生した場合に備え、お客様名簿は3週間以上適正に管理する。

## ② 施術中

- 使用するイスの間隔は広く確保する。(1 m～2 m)
- ご案内する際は密にならないような対応をとる。
- 従業員は常にマスクの着用と、こまめに手指の消毒し、会話は必要最小限とする。
- 必要に応じて、フェイスガードやゴーグルを着用する。

## ③ スタッフルーム及びお客様の待合(比較的感染リスクが高いとされている)

- 予約の調整でなるべくお客様が待合を使用しないようにする。
- スタッフルームは一度に休憩に入らず、対人距離を保つ。又、対面での会話や飲食はしないようにする。
- スタッフルーム、待合は常時換気する事に努める。
- 共有する物については定期的に清拭消毒をする。
- 従業員が入室する際は、必ず手指消毒又は石鹸と流水で手洗いを行う。

#### ④ トイレ(感染リスクが比較的高いとされている)

- 便器内は通常の清掃でよい。
- 不特定多数の接触するドアノブ、便座、手洗い蛇口等は定期的に時間を決めて1日複数回清拭消毒を行う。
- 汚物はトイレの蓋を閉めてから流す。
- 使用後は確実に石鹼と流水で手洗いをするよう表示する。
- ペーパータオルの設置。
- ハンドドライヤー、タオルの共有は禁止する。

#### ⑤ ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたゴミはビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ゴミの回収はマスク、手袋を着用する。



- マスク、手袋を脱いだ後は、必ず手指消毒又は石鹼と流水で手洗いをする。

## ⑥ 清掃・消毒（塩素系漂白剤等の使用に関しては注意事項を厳守する）

- 市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて清掃する。
- 通常の清掃の後、不特定多数が触れる箇所は始業前、終業後に清拭消毒する。
- 高頻度接触箇所に随時清拭消毒をする。
- タオル、皮膚に接する器具及び間接に接する器具の消毒は「理美容における衛生管理要領」に基づいて行う。

## ⑦ その他

- ガイドラインに記載が無い部分については「理美容における衛生管理要項」等の規定に基づいて衛生管理を行う。

- 特に高齢者や持病のある方は、重症リスクが高いことから、予約時又は来店時により慎重に体調や体温等について伺い、場合によっては来店日を変更してもらうことも考える。

## 従業員の感染予防のための管理

- 従業員は常に爪を短く切り、一客ごとの施術前、施術後や会計後等こまめに手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図る。
- マスク等の着用と咳エチケットの徹底を図る。
- 必要に応じて手袋を着用する。
- 時差出勤、自転車通勤の活用を図る。
- ユニホーム、衣服はこまめに洗濯する。
- 出勤前に体温の確認、風邪症状や発熱がある場合は管理者へ申し出て、出勤を取りやめる。

- 過去14日以内に政府より入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航や当該在住者との濃厚接触がある場合、管理者に報告し、指示に従う。
- コロナウイルス感染症と診断された場合や、感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機の措置を要請された場合は速やかに開設者並びに管理美容師に報告することを徹底する。報告を受けた管理者は、保健所等に相談し、指示を仰ぐ。
- 従業員に「人との接触を8割減らす10のポイント」「新しい生活様式の実践例」を周知する。

## WITH コロナ

- コロナの完全終息は望めないことを前提とし、その中でお客様の安心・安全が店舗運営の基本となる。
- 大事な事は、働くスタッフが感染しない事。
- 感染予防策の徹底を図り、しっかりアナウンスする事。
- 新しい生活様式に合わせての変化、対応を常に考え慎重な行動が求められる。

最後に、店舗が実施する衛生管理、予防策を顧客の安心・安全のために可視化していく。